

各政党幹事長 様

政治分野における女性の活躍促進について

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）において、政府としては、政治分野における男女共同参画の積極的な推進に向け、衆議院議員及び参議院議員の候補者に占める女性の割合を35%以上とすること等を努力目標としており、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）の趣旨に沿って、以下の取組を自主的に実施いただけるよう、各政党に要請させていただきます。

- 国政選挙及び地方選挙における女性候補者の割合を高めるための以下の具体策の自主的な実施
 - ・ 候補者の数に係る目標の設定
 - ・ 候補者の選定方法の改善
 - ・ 候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成
 - ・ 性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題（ハラスメント）の発生の防止及び適切な解決
 - ・ 議員活動と家庭生活との両立支援策等の環境整備
 - ・ 候補者の一定割合を女性に割り当てるクォータ制等の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入 など
- 政党内役員の女性割合を高めるため、数値目標の設定や積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の自主的な取組の実施
- 女性の国会議員、地方公共団体の長及び地方議会議員のネットワークの形成

貴党におかれましても、候補者等に占める女性の割合が高まるよう、御尽力をよろしくお願い申し上げます。

令和5年9月

女性活躍担当大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

小倉 将信